

# 平和で自由な共生を求めて 意見広告 今年もとびました!

2893名

…が重要なお知らせがあります。内容をよくご覧下さい。

意見広告 憲法九条は、どこかで消えていなくなるのを恐れている。つがひの憲法九条を旗印に、平和な共生を求めて、今年も意見広告を掲載しました。

## 非武装・不戦の 28年目の今年も 憲法九条を広告します!!

憲法九条は、平和を愛する国民の願いを形にしたものであり、戦後70年を経た今も、その意義はますます大きくなっています。しかし、近年は、憲法九条を改定しようとする動きが、国内外で目立って来ている。これは、我々の平和な共生を脅かすものである。我々は、憲法九条を守り、平和な共生を実現するために、今年も意見広告を掲載する。これは、我々の平和な共生を脅かすものである。我々は、憲法九条を守り、平和な共生を実現するために、今年も意見広告を掲載する。

憲法九条は、平和を愛する国民の願いを形にしたものであり、戦後70年を経た今も、その意義はますます大きくなっています。しかし、近年は、憲法九条を改定しようとする動きが、国内外で目立って来ている。これは、我々の平和な共生を脅かすものである。我々は、憲法九条を守り、平和な共生を実現するために、今年も意見広告を掲載する。これは、我々の平和な共生を脅かすものである。我々は、憲法九条を守り、平和な共生を実現するために、今年も意見広告を掲載する。

赤とんぼの会  
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
TEL: 03-5561-1111 FAX: 03-5561-1112  
http://www.akatonbo.org/



No.193号  
2010年9月16日  
発行人 宮崎 優子  
事務局 日高 礼子  
☎ 097-545-3134  
FAX 097-545-3134

**緊急**  
**秋の総会**  
9月26日(日)  
13:30~  
これまでの事、これからの話話し合います。  
是非お集まり下さい。  
大分市府内5番街  
**ライフパル**  
097-573-3770

お陰様で今年も赤とんぼ意見広告2893名の広告主（うち匿名401名）により5紙に掲載することができました。残念ながら昨年より242名少なくなりましたが、ご協力いただいた皆様本当にありがとうございました。

ところが、今年は掲載間際になって読売新聞広告審査部からクレームが入ったのです。こちらから広告掲載拒否をとも考えたのですが、読売の読者である広告主の方のことも考えてクレーム箇所を白紙にいたしました。

掲載後、世話人会を開いて赤とんぼの会として読売新聞に公開質問状を出すことになり、8月24日に内容証明付きで投函いたしました。

このような事は意見広告28年目にして初めての事です。表現の自由を侵害することは許されることではありません。平和憲法遵守の精神を行動に思っています。どんな経緯になるかわかりませんが、これからもご支援をよろしくお願いいたします。

（赤とんぼの会事務局一同）

意見広告に掲載できなかった方々  
 豊田 節さん 中村 陽一さん  
 上田久美子さん 上田 英一さん  
 （訂正）伊藤美登里↓佐藤美登里さん

### 事実経過

8月12日の昼頃、読売の広告社より広告デザイン下部枠内の文章2カ所について、その根拠の問い合わせがありました。一つは、海外メディア情報でジブチに建設される自衛隊基地のこと。もう一つは、ゲーツ国防長官がグアム移転費の増額を要求した部分についてです。

海外メディア情報については、赤とんぼ会報192号に各メディアの掲載日やザ・ボイス・オブ・ロシアのアドレス、そしてその真偽を外務省に問い合わせた人が得た返答まで載せているので、直接当局に問い合わせてもうようお願いします。またゲーツ長官のグアム移転費増額要求発言については、大分合同新聞が7月4日付朝刊トップで報じていることを言いました。

それで一件落着くと思いきや、夕方になって再び広告社からの連絡。2カ所をなんとかしないと新聞に掲載できないと読売新聞(西部本社)の広告審査部が言っている。その2カ所は海外メディア情報の部分(理由は国内で報道されていないことだからとか)それと、戦争体験者の言葉で「上官の命令で捕虜を銃殺した」という部分(理由は、新聞広告に出すには刺激的すぎるからとか) 広告社は、赤とんぼの

デザインをそのまま掲載させて欲しいと夕方まで新聞社と交渉してくれたりしているのですが、難しいので困っているとのことでした。

赤とんぼ事務局では、読売への広告掲載をやめようという意見もありました。しかし敢えて不自然な形で広告を出して、他社と見比べた読者に読売新聞の体質の問題性に気づいてもらえる方が良いと思い、その部分を買っ黒か空白にして欲しいと言ひ、広告社も「なるべく何かあったようにしましょう。」ということになり、私たちのデザインをそのまま掲載できなかったことについて謝罪してくれました。

今回、読売の広告は赤とんぼのデザインを通すために、読売新聞社広告審査部とギリギリまで交渉してくれました。これがお金を出す広告主の強みであり、28年間意見広告を出し続けてきた成果だと思えます。

読売新聞広告審査部が、市民の意見広告を検閲し変更をせまってきたことについては、とにかく非常に腹立たしいことです。根拠を問うなら、安全性が確立されていないにも関わらず原発必要論や安全神話をふりまく電力会社や原発推進団体の広告の根拠をこそ問いただすべきでしょう。この読売新聞の行為は私たちの表現の自由を侵害するものであります。(文責 日高礼子)

読売新聞から [ ] 部分の変更を求められ、やむなく「・・・」と「空白」になってしまいました。

この広告は、戦争への道を許さない者たちが広く手をつないで、それぞれの出来ることをしようと思つた「赤とんぼの会」の呼びかけで始まりました。

### 他4紙掲載分

毎年事務局には戦争を体験した方々から熱いメッセージが届きます。「戦争は人を鬼にしています」「上官の命令で捕虜を銃殺した」にまだに夢でうなされる「家族にも語れない」国策を正しいと信じて戦った人々を今も苦しめている戦場体験。多くの人の命と生活を破壊する戦争。しかしその種子は私たちの気づかないところで蒔かれているのです。

\* 海外メディア(AFP、ザボイス・オブ・ロシア、新華社、UPIなど)は「ソマリア沖の海賊問題を受け、紅海沿岸のジブチ共和国で日本の海上自衛隊基地建設が着工される」と報じています。

\* 7月には国内各紙に「ゲーツ米国防長官が6月中旬に在沖縄海兵隊のグアム移転をめぐり、日本に経費負担の増額を要求」とありました。

そしてグアム移転の前提となる沖縄県普天間飛行場の移設は、国外、県外と迷走した揚げ句、辺野古という最悪の選択になろうとしています。何のための基地なのでしょう、誰のための基地なのでしょう？

私たちは五感を研ぎ澄まして、戦争の芽を摘んでいかなければなりません。憲法九条を旗印として。

だから、憲法九条！  
この意見広告や憲法九条への思いを手紙・FAXなどでお寄せください。会報で紹介させていただきます。会報「赤とんぼ」は、大分県立図書館の郷土資料室でもご覧いただけます。なおご希望の方には会報を郵送いたします。  
みんなの家「赤とんぼの会事務局」  
〒870-0855 大分市豊後4組  
TEL/FAX 0977-5453134  
代表世話人/宮崎 優子

### 読売新聞掲載分

この広告は、戦争への道を許さない者たちが広く手をつないで、それぞれの出来ることをしようと思つた「赤とんぼの会」の呼びかけで始まりました。

毎年事務局には戦争を体験した方々から熱いメッセージが届きます。「戦争は人を鬼にしています」「上官の命令で捕虜を銃殺した」にまだに夢でうなされる「家族にも語れない」国策を正しいと信じて戦った人々を今も苦しめている戦場体験。多くの人の命と生活を破壊する戦争。しかしその種子は私たちの気づかないところで蒔かれているのです。

\* 7月には国内各紙に「ゲーツ米国防長官が6月中旬に在沖縄海兵隊のグアム移転をめぐり、日本に経費負担の増額を要求」とありました。

そしてグアム移転の前提となる沖縄県普天間飛行場の移設は、国外、県外と迷走した揚げ句、辺野古という最悪の選択になろうとしています。何のための基地なのでしょう、誰のための基地なのでしょう？

私たちは五感を研ぎ澄まして、戦争の芽を摘んでいかなければなりません。憲法九条を旗印として。

だから、憲法九条！  
この意見広告や憲法九条への思いを手紙・FAXなどでお寄せください。会報で紹介させていただきます。会報「赤とんぼ」は、大分県立図書館の郷土資料室でもご覧いただけます。なおご希望の方には会報を郵送いたします。  
みんなの家「赤とんぼの会事務局」  
〒870-0855 大分市豊後4組  
TEL/FAX 0977-5453134  
代表世話人/宮崎 優子

この公開質問状に対して、8月31日に読売新聞西部本社から回答が届きました。

「会の同意に基づいた範囲の削除、修正を行った」というものでした。更に、回答書は公開を前提としたものではないので、「当社の了解なくインターネット、チラシその他の手段で公表されることのないよう」とありました。それで全文を会報に掲載するのはやめておきますが、その回答書に対する赤とんぼの会世話人会からの再質問状を下に載せましたのでご覧下さい。

(8月24日送付分)

## 公開質問状 赤とんぼの会意見広告について

赤とんぼの会は、毎年8月15日に大分県下の新聞5紙に憲法9条遵守の意見広告を掲載しています。

毎回広告主を募集し、個人個人の意思表示として名前を出しています。

一人一人が広告料を支払った広告主です。買取った1ページの紙面は広告主の物です。紙面作りに携わった事務局をはじめ世話人一同は広告主に対して責任があります。

意見広告を始めて28年、毎年人数は変わりますが、今年は2893名の方々が名前を連ねてくれました。

この方々一人一人に対して私たち世話人は責任があるのです。

一言一句疎かにせず作り上げた紙面に私たちは自信と誇りを持っています。今回、読売新聞の意見広告は大切なメッセージが損なわれたものになってしまいました。

意見広告を始めて28年目にして初めての出来事です。

読売新聞の読者である広告主の方には特別責任を感じています。

一体どこが、何が問題なのでしょう？書面にてきちんとお答え下さい。

そして、貴社の最高責任者の社長並びに広告担当責任者と会いたいのですが、日程と場所の設定をお願い致します。

大変お忙しい所を恐れ入りますが、書面到達後10日以内に誠意ある回答をお願い致します。

2010年8月24日

福岡県福岡市中央区赤坂1-16-5

株式会社読売新聞社西部本社

代表取締役社長 太田 宏 様

大分県大分市豊饒4組みんなの家

赤とんぼの会世話人一同

代表世話人 宮崎 優子

## 再公開質問状 赤とんぼの会意見広告について

お忙しい中、御回答を頂き有難うございました。ですが、残念なことに別の方からのご回答であり、私たちの質問には何一つお答え頂いていません。既にご承知と思いますが、私たちが認識している事実経過について述べさせていただきます。ちなみに、赤とんぼの会には事務局長という役割はありません。世話人の中の若干名が事務局を担当しています。

8月12日の夕方、広告社を通じて、事務局の一人に「海外メディア情報の部分と戦争体験者の言葉の部分を変更しないと読売新聞に意見広告を掲載できない。」と連絡が入りました。掲載できない理由は、海外メディア情報の部分は「国内で報道されていないから」戦争体験者の言葉の部分は「刺激的すぎるから」との事でした。どちらの部分も事実であり、新聞社に迷惑をかけませんとお答えしたのですが、貴社から十分な趣旨説明をして頂くことも無く、「変更しなければ掲載できない」の一点張りでした。私達も、文章の書き直しは出来ないとお断りしました。既に、8月15日掲載の意見広告デザインを校了し、掲載予定の新聞社(大分合同、毎日、朝日、西日本、読売)に送付した後でしたので、貴社から変更を迫られても、世話人すべてに連絡する時間も無く(赤とんぼの会は総会を除いて、原則として世話人全員に周知徹底しなければ行動決定できません。)指摘された部分を空白にするという判断は事務局内部の決定であり、会の同意に基づいたものでは決してありません。

今回、貴社からの一方的な要求は、時間的な余裕も無い中で、当方の権限の無い事務局員を極限状態にまで追い込んでしまいました。今回の意見広告に対して貴社が「広告掲載基準に触れる疑義がある」と述べていますので、その基準が如何なる物が教えてください。前回の公開質問状でもお願いしましたが、貴社の最高責任者の社長並びに広告担当責任者と当方とて話し合いをもつための設定をお願い致します。貴社に回答の中で「当社の了解もなく、インターネット、チラシなどで公表しないように」忠告していますが、貴社は公表されて都合の悪いことがあるのですか？貴社は日本を代表する大新聞社です。もっと正々堂々とあるべきと考えますが、いかがでしょうか。

これから全国の会員、広告主のみなさんに事実経過(公開質問状、貴社からの回答を含め)を報告するのは私たちの責任です。会報やホームページで知らせていきたいと考えています。それは言論活動の使命であり、言論をもって生業とされる貴社におかれまして、当然のこととしてご理解頂けるものと信じています。

大変お忙しい所を恐れ入りますが、10日以内に誠意ある回答をお願い致します。

2010年9月12日

福岡県福岡市中央区赤坂1-16-5

株式会社読売新聞社西部本社

代表取締役社長 太田 宏 様

大分県大分市豊饒4組みんなの家

赤とんぼの会世話人一同

代表世話人 宮崎 優子

# でんぱん虫のねじり



今回の、赤とんぼと読売新聞社の事件について事務局から経過を聞いた時、私はとにかく驚いた。

今この国は、自由であり平和な国ではないのか？あたかも戦争中のように、検閲のような事があり、しかも三千人の参加あつてこそその文章を一部削除することが、あつてよいのだろうか？三千人の占める紙面は小さくともその志の強さ、熱さを無にすることになりやしないのか？

そして、もう一つ不思議に思い同時に腹が立つのは、それ（読売新聞）以外の、恐らく若いマスコミ（新聞記者）人たちが、黙って知らぬ存ぜぬで通すことの恐しさである。日本の一地方都市で起こったことに気づき、知らせなかつた事に対して、せめて反省の一行なりと欲

しいと思うのは、老人の愚痴だろうか？それは、他の人のためではなく、マスコミに身をおく彼ら一人一人のココロのありようであり、身のおき方ではないだろうか？

何という暑い夏でしたでしょう。いつまでこの猛暑が続くのかと思っていたら今日「白露」。稲穂や草々に露が宿るといふ。そう言えば、夕方、虫のすだき（虫の声）も聞こえて来た。カレンダールは9月になつてもいつまでも暑い暑いと思っていたが自然は、秋になっている。残暑というにはまだ暑すぎる毎日ですが、どうぞこの暑さに負けず心地よい秋をお迎え下さい。  
(み)



世の中悪くなる一方ですが、引けばもっと悪くなります。頑張りましょう。  
(T・Hさん)

世界の紛争を武力を行使せず解決する日本国の憲法

## お便り紹介

九条を全ての国が一貫して守るよう、永久中立国日本の積極的な活動が実践されるよう念願し、平和の思いを表明します。

（別府 Y・Tさん）  
（K・Tさん）

## 君は祝島を知っているか

11月7日(日) 10:00~19:00

NHKホールスタジオ“キャンパス”

- <内容>
- 映画「ミツバチの羽音と地球の回転」  
(1回目上映 10:00~ / 2回目上映 15:00~)
- 映画「祝の島」  
(1回目上映 13:00~ / 2回目上映 17:30~)
- 鎌仲監督のトーク  
(12:20~(30分間))

<入場料> 1,000円(大人)  
<連絡先> 097-529-5030 (小坂)

## 市民連続講座2010

### 「日米安保」を問う!

12月4日(土) 13:30~

大分市・アートプラザ研修室

<講師> 纈纈 厚さん (山口大学教授)

<資料代> 500円  
<連絡先> 090-4583-8797 (事務局・池田)

## 名もなきひとむれ歩きます

12月8日(水) 13:30~  
大分駅噴水前より

## 声に出して読んでみましょう憲法九条

『戦争の放棄、戦力の不保持・交戦権否認』  
①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。  
②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

赤とんぼの会事務局 千七〇〇八五五 大分市豊饒四組 みんなの家  
TEL FAX 097(5445)3134 (郵便振込 0154010112160  
ホームページ) http://aka-tombo.com/ (メール) aka-tombo@hotmail.co.jp

